

議案第 25 号

佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 8 月 23 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例（平成17年佐倉市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

| 区分  |   |                      | 市内          | 市外          | 備考   |  |   |
|---|---|----------------------|-------------|-------------|--|--|---|
| 宿<br>泊<br>料<br><br>(1<br>人<br>泊<br>に<br>つき) | 研 修<br>セ ン<br>タ ー<br><br>(1<br>人<br>泊<br>に<br>つき) | 3月か<br>ら10<br>月まで    | 幼児          | 1,000円      | 1,300円   | 1 原則として、<br>20人以上の団<br>体利用とする。<br>2 1泊とは午後<br>1時から翌日の<br>午前10時まで<br>をいう。 |   |
|   |   |                      | 小学生・<br>中学生 | 1,600円      | 2,000円   |  |   |
|   |   |                      | 一般          | 2,200円      | 2,700円   |  |   |
|   | シ ェ<br>ア ハ<br>ウ ス<br><br>(1<br>室<br>泊<br>に<br>つき) | 3月か<br>ら10月<br>まで    |             | 8,200円      | 10,300<br>円  |  | 1 原則として、<br>1室当たり2人<br>以上5人以下の<br>利用とする。<br>2 1泊とは、午<br>後3時から翌日<br>の午前10時ま<br>でをいう。 |
|   |   | 11月か<br>ら翌年<br>の2月まで |             | 6,500円      | 8,200円   |  |   |
|   |   |                      |             |             |  |  |   |
| ロ グ<br>ハウ<br>ス (1<br>棟<br>泊<br>に<br>つき)     | 3月か<br>ら10月<br>まで                                 |                      | 15,700<br>円 | 18,900<br>円 | 1 原則として、<br>1棟当たり6人<br>までの利用とす<br>る。<br>2 1泊とは、午<br>後3時から翌日<br>の午前10時ま<br>での利用をい<br>う。 |  |   |
|   | 11月か<br>ら翌年<br>の2月まで                              |                      | 12,600<br>円 | 15,700<br>円 |  |  |   |
|   |   |                      |             |             |  |  |   |

注

- 1 幼児とは、小学校就学の始期に達しない者（3歳未満の者を除く。）をいう。
- 2 小学生・中学生とは、小学校若しくは中学校に在学する児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 一般とは、3歳未満の者、幼児及び小学生・中学生以外の者をいう。
- 4 市内とは、市内に在住し、在勤し、又は在学する者が使用する場合をいう。
- 5 市外とは、市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が使用する場合をいう。

備考

- 1 食事代は、含まない。
- 2 シェアハウス及びログハウスの使用に係る市内の額の適用は、使用者の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学する者の場合とする。

別表第3室料の項中

「

|                           |        |        |        |        |      |
|---------------------------|--------|--------|--------|--------|------|
| 研修室、学習室、実習室、古民家、体育館又は多目的室 | 2,200円 | 2,200円 | 2,200円 | 4,400円 | 550円 |
| 農産加工室又は調理室                | 850円   | 850円   | 850円   | 1,700円 | 210円 |

」を

「

|                           |        |        |        |        |      |
|---------------------------|--------|--------|--------|--------|------|
| 研修室、学習室、実習室、古民家、体育館又は多目的室 | 2,700円 | 2,700円 | 2,700円 | 5,400円 | 670円 |
| 農産加工室                     | 1,000円 | 1,000円 | 1,000円 | 2,000円 | 250円 |
| 調理室                       | 1,200円 | 1,200円 | 1,200円 | 2,400円 | 300円 |

」に改める。

別表第5撮影料の項中「9,950円」を「12,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例別表第2、別表第3及び別表第5の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）以後の佐倉草ぶえの丘の施設又は撮影の使用に係る使用料であって、令和3年12月1日（以下「基準日」という。）以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、適用日前の佐倉草ぶえの丘の施設又は撮影の使用に係る使用料及び基準日前に使用の許可の申請があった佐倉草ぶえの丘の施設又は撮影の使用に係る使用料については、なお従前の例による。